次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。福井県議会会議規則(昭和四十八年福井県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。福井県議会会議規則の一部を改正する規則(案)

(資格決定の通知)(資格決定の審査)	、議長が定める。 4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は2・3 (略) 第三十一条 (略) (開票および投票の効力)	り上げ、または延長することができる。の特に必要があると認めるときは、議員に定にかかわらず、議長は、会議中でない場きは、討論を用いないで会議に諮って決め	を操り上げ、または延長することができる。ただし、出席義員二人以上から異2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。	議 八二二草	改正後
第百九条(略)(資格決定の審査)	2・3 (略) 第三十一条 (略) (開票および投票の効力)	3 (略) (略)	会議こ落って失める。 2 会議時間の繰上げまたは延長の動議については、議長は、討論を用いないで上げまたは延長をすることができる。 上げまたは延長をすることができる。 上げまたは延長をすることができる。 を譲いて失める。 を譲いて失める。	議 八二二草	改正前

項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。第百九条の二 法第百二十七条第三項の規定により準用される法第百十八条第六

第十三章 規律

(携帯品)

でない。と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りと認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りは携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要第百十一条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、また

第十八章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第百三十一条 用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 置を含む。以下この項および第四項において同じ。)とその通知の相手方の使 報が記載された紙その他の有体物 下この条において同じ。 おいて「文書等」という。 いて文書その他文字、 おいて「議会等」という。 議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装 当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより 議会または議長もしくは委員長 図形その他の人の知覚によって認識することができる情)を使用する方法により行うことができる。)により行うことが規定されているものについては に対して行われる通知のうちこの規則の規定にお (次項、 第五項および第六項ならびに次条に (以下この条および次条第一項に 以

て、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなし、前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、

は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記4.第一項または第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知

第十三章 現

(携帯品)

得たときは、この限りでない。
、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を第百十一条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し

第十八章 補則

理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時) き電磁的記録 項および第百二十六条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイ 録がされた時 ることができる措置をとるとともに、当該者に対し、 項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をす れている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事 とができない方式で作られる記録であって、 に当該者に到達したものとみなす。 による情報処理の用に供されるものをいう。 への記録がされた時または議会等が、 (第二十条、 (電子的方式) 第四十条第三項、第九十条第一項、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ 当該通知を受ける者が当該通知をす 電子計算機 次条において同じ。 議長が定める電子情報処 (入出力装置を除く。 第九十一条第一 に記録さ

- もって代えることができる。 かかわらず、 方法により行う場合には、 とが規定されているものを第一 は名称を文書等に記載することをいう。 の規則の規定において署名等(署名) 議会等に対して行われ、 氏名または名称を明らかにする措置であって議長が定めるものを または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこ 当該署名等については 項または第一 記名、 以下この項において同じ。 二項の電子情報処理組織を使用する 自署 当該署名等に関する規定に 連署、 押印その他氏名また をするこ
- でにおいて同じ。 項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。 場合において、 れる部分がある場合として議長が定める場合には、 報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認めら があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項または第二項の電子情 会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要 により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、 当該通知のうち当該部分以外の部分につき、 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面 第三項中「行われた通知」とあるのは、 」とする。 前各項の規定を適用する。 議長が定めるところにより 以下この項から第五項ま 「行われた通知(第六 または議 この

(電磁的記録による作成等)

は、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについてれる場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、または保存第百三十二条 この規則の規定(第二十八条第一項(第八十五条において準用さ

磁的記録により行うことができる。

2 の規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関す 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこ

るこの規則の規定を適用する。

第百三十三条 (略) (会議規則の疑義)

(会議規則の疑義)

第百三十一条

(略)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。 附 則

提案理由

福井県議会会議規則に定める手続等のオンライン化を推進するため、 所要の規定の整備を行う必要があるので、この案を提出する。